

## 市町村における小児医療費公費負担制度の状況(医療機関向け)

(令和6年1月1日現在)

市町村名	助成対象年齢		所得制限	自己負担	備 考
	入院	通院			
岡 山 市	18歳まで	<u>18歳まで</u>	なし	一部あり	・小学生までの通院と18歳までの入院は自己負担なし ・中学生・高校生等の通院は1割自己負担(限度額44,400円/月) ※中学生・高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)・指定難病の治療を受ける場合、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額は無料
倉 敷 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
津 山 市	<u>18歳まで</u>	<u>18歳まで</u>	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
玉 野 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
笠 岡 市	18歳まで	中学3年まで	なし	なし	・中学校卒業後の入院は償還給付 ・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
井 原 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、社会保険本人、所得税法上の扶養親族の要件に当てはまらない人は除く
総 社 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
高 梁 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
新 見 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、社会保険被保険者本人は除く
備 前 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
瀬 戸 内 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
赤 磐 市	18歳まで	18歳まで	なし	一部あり	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者は除く ・中学生までは、現物給付、自己負担なし。 ・高校生等は、現物給付、1割負担。
真 庭 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
美 作 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
浅 口 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
和 気 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
早 島 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
里 庄 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
矢 掛 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
新 庄 村	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
鏡 野 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
勝 央 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
奈 義 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、在学していない者、婚姻している者、社会保険本人は除く
西 粟 倉 村	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
久 米 南 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
美 咲 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
吉 備 中央 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く

※アンダーライン部分は、令和6年1月1日に改正したところを表しています。

※上記は、岡山県小児医療費補助金交付要綱に基づき、各市町村が制定している小児医療費給付条例により現物給付の受給者証(法別番号85)が給付される対象年齢を記載したものです。

なお、この制度とは別に償還給付による医療費助成制度を設けている市町村もあります。(備考欄参照)